

## 山戸漁業協同組合

### 内共第20号第五種共同漁業権 遊漁規則

#### ( 目 的 )

第1条 この規則は、山戸漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第20号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや）、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣り、すくい網、徒手採捕、やす又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、釣り、すくい網、徒手採捕、やす又は投網による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

#### (漁具・漁法の制限)

第3条 第8条第1項に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	15段以下

3 漁場区域内においては、次条第1項に掲げる公示の日から10日間は、友釣り以外の漁具・漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
うぐい (はや)	6月1日から12月31日まで
かじか	4月1日から12月31日まで
さくらます (海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	4月1日から8月31日まで
やまめ (さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。)	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券販売取扱店に掲示して公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種水産動植物は、それぞれ中欄の区域内において右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
あゆ	鶴岡市五十川地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋から下流河口までの五十川	10月1日から 10月31日まで
さくらます、やまめ	鶴岡市戸沢地内戸沢口橋から上流の五十川	周 年

(全長等制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
うぐい (はや)	全長10センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

(水産資源の保護に関する制限事項)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動植物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、あゆの遊漁料を納付した場合は、さくらます及びもくずがにを除く水産動植物についての遊漁もできるものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣り	1日	1,500円
		1年	6,000円
うぐい(はや) かじか やまめ いわな	徒手採捕、釣り、 やす(かじかに限る。) すくい網、投網	1日	1,000円
		1年	2,400円
もくずがに	徒手採捕、かご	1年	3,000円
さくらます	釣り、投網	1日	3,000円
		1年	8,000円

2 前項の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、高齢者(80歳以上)及び肢体不自由者(身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を持っている者に限る。)のときは表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

3 遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合は、第1項の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 承認を受けた者の氏名、住所 | (2) 承認期間         |
| (3) 魚種            | (4) 漁具・漁法        |
| (5) 遊漁区域          | (6) 遊漁料の額        |
| (7) 注意事項          | (8) その他参考となるべき事項 |
| (9) 発行者名          |                  |

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第 10 条 この漁場区域及びア表に掲げるすべての漁場区域内において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第 2 条、第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第 1 号、内共第 2 号、内共第 3 号、内共第 4 号、内共第 5 号、 内共第 6 号、内共第 7 号、内共第 8 号、内共第 9 号、内共第 10 号、 内共第 11 号、内共第 12 号、内共第 13 号、内共第 14 号、内共第 15 号、 内共第 16 号、内共第 17 号、内共第 18 号、内共第 19 号、内共第 20 号、 内共第 21 号、内共第 22 号、内共第 23 号、内共第 24 号、内共第 25 号、 内共第 26 号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年間）
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く）	31,000 円
あゆを除く全魚種	同上	20,000 円

- 2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。
- 3 第 1 項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
  - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。